

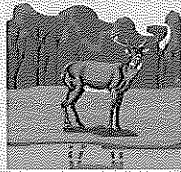
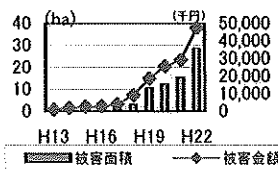
徳島県特定鳥獣適正管理計画の概要

ニホンジカ及びイノシシの新たな計画としての取組
(計画期間:平成24年4月～平成29年3月)

計画概要(進化する新たな4つの視点からの方向性)

1 管理目標

- 農業被害の軽減
- 個体数の削減と人との軋轢の軽減
- 高山域の食害抑制
・ 剣山や三嶺山系



○ 拡大する農林作物被害

○ 失われる生物多様性



2 科学的知見

- 新たな調査と精度向上
・ 里山での痕跡調査
・ 調査箇所の増設 (61箇所から85箇所へ)
・ 生息頭数
シカ 約 20,500頭 (前計画 約 12,500頭)

3 柔軟な対応

- 年間捕獲計画(頭/年)
シカ 6,300頭(前計画3,800頭)
イノシシ 6,600頭(前計画6,000頭)
- 計画初期の捕獲重点化(10%増)
シカ 7,000頭(H24～H25年度)
- 弾力的な捕獲計画の見直し
- 新たな捕獲技術の構築
・ シャープシューティング
・ エサ誘因による大型捕獲柵
- 6次産業化の推進
・ 肉を活用した地域振興

4 規制緩和

- 管理区域の拡充
・ 県下一円に拡大 (前計画 吉野川北岸を除く)
- 狩猟期間の1ヶ月延長
・ 全県 11/15から3/15まで (前計画 吉野川流域を除く)
- 狩猟捕獲頭数
・ 2頭/日・人から無制限へ
- 捕獲許可期間の延長
・ 60日から90日へ
- 新たな捕獲体制の構築
・ 市町村の枠を超えた広域連携

【目指す効果】

- 特定鳥獣との長期的な共生に向けた、進化する計画

第3期 徳島県ニホンジカ適正管理計画（案）の概要

【計画策定の背景及び目的】

本県では、平成5年以降、県南部地域を中心に基幹産業である林業への被害が顕在化したことから管理計画を策定し、シカ個体群増大の抑制や農林業など人間活動とシカの軌轢の回避に向けた取組を実施してきた。しかし、近年では生息分布の拡大に伴い里地・里山での農業被害や剣山など高標高域での自然植生への被害が急増していることから、農業被害の軽減や自然植生への食害抑制、生物多様性の保全などを目的として、科学的知見に基づき、人とシカとの共存を目指した新たな計画を策定する。

【期 間】

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5ヶ年間

【区 域】

徳島県全域（前計画 吉野川北岸を除く地域）

【H23 推定生息数と年間捕獲目標数】

- 推定生息数：約20,500頭（前計画 約12,500頭）
- 捕獲目標数：約6,300頭/年（前計画 約3,800頭）
- ※ 計画当初の2年間は、捕獲数を10%上積みし約7,000頭/年を目標
- モニタリング調査に基づく弾力的な計画内容の見直し

【個体数管理の目標】

- 推定生息数：3～5頭/km²
- 農業被害の軽減と被害防除対策の強化による人間活動とシカの軌轢の回避
- 高標高域における自然植生への食害抑制と森林生態系の保全

【個体数管理の方法】

- 狩猟期間を1ヶ月延長（11月15日から3月15日まで）
- 1日あたりの捕獲数制限を解除（前計画 2頭/日・人）
- 高標高域での重点的な個体数調整の実施（シャープシューティング、大型捕獲柵）

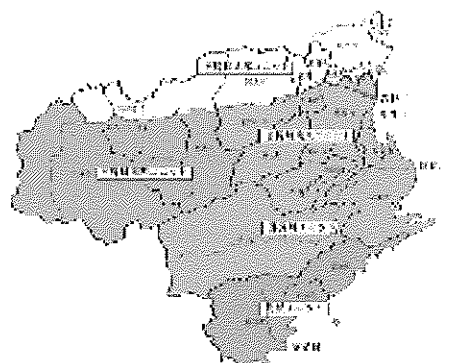
【被害防除対策と推進体制】

- 防護柵の設置（地域や集落が一体となった共同設置、大型捕獲柵の導入）
- 市町村や地域鳥獣被害対策連絡協議会との連携強化

【その他】

- 狩猟者の確保と新たな捕獲体制の構築（市町村の枠を超えた広域連携）
- 資源としての有効活用（6次産業化の推進）
- 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村鳥獣被害防止計画への反映

【ニホンジカ管理ユニット区分】



第3期 徳島県イノシシ適正管理計画（案）の概要

【計画策定の背景及び目的】

近年、イノシシの分布は県下全域に拡大するとともに中山間地域を中心に農作物への被害が増加しており、農家の生産意欲の低下を招くなど経営に深刻な影響を与えている。このことから、平成17年に管理計画を策定し、農作物の被害軽減に向けた取組を行ってきたが、依然として農作物被害は継続して発生し被害の沈静化は伺えない状況にあることから、被害の軽減や人とイノシシとの長期的な共生を図ることを目的として、新たな計画を策定する。

【期 間】

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5ヶ年間
(第11次鳥獣保護事業計画の期間内)

【区 域】

徳島県全域

【個体数管理の目標】

- 捕獲目標数：約33,000頭/5年間（前計画 約30,000頭）
- 農業被害の軽減と効果的な被害防除の推進

【個体数管理の方法】

- 狩猟期間を1ヶ月延長（11月15日から3月15日まで）
- 捕獲檻やワナ猟による効果的な捕獲の実施

【被害防止対策と推進体制】

- 防護柵の設置（地域や集落が一体となった共同設置、電気柵）
- 市町村や地域鳥獣被害対策連絡協議会との連携強化

【その他】

- 狩猟者の確保と新たな捕獲体制の構築（市町村の枠を超えた広域連携）
- 資源としての有効利用（6次産業化の推進）
- 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村鳥獣被害防止計画への反映

【捕獲数と農業被害額の推移】

